

平成29年5月31日判決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による療養費(以下「療養費」という。)の支給を求めるといふことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、左下肢原発性リンパ浮腫(以下「当該傷病」という。)の治療のため、弾性ストッキング(以下「本件装具」という。)の購入に要した費用について、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)に対し、療養費の支給を申請した。
- 2 保険者組合は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給については、支給対象となる疾病が「リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍(悪性黒色腫、乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍、子宮悪性腫瘍、子宮付属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍及び膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍)の術後に発生する四肢のリンパ浮腫」となっております。よって、本件は上記疾病に該当しないためお支払いできません。」として、療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 法による療養の給付は、法第63条第3項の規定により、厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局に

において、いわゆる現物支給としての療養の給付をなすことを原則としており、この療養の給付の補完的給付とされる法による現金給付としての療養費の支給については、法第87条第1項に「保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」と規定されていることから、現金給付としての療養費の支給は、療養の給付等の範囲内のものに限られるのである。そして、この療養の給付等の範囲については、法第63条第1項に「被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。」と規定され、その第2号に「薬剤又は治療材料の支給」と規定されている。

- 2 本件の場合、保険者組合が、第2の2記載の理由により原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件装具の購入に要した費用が、療養費の支給対象と認められないかどうかである。

第4 審査資料

(略)

第5 当審査会の判断

- 1 審査資料によれば、以下の記載があることが認められる。
(略)
- 2 上記1で認められた事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
 - (1) 疾病又は負傷の治療に関しては、療養の給付等(いわゆる現物支給)を原則とし、現金給付である療養費の支給は、療養の給付等で果たすことができない部分を補完するものとされ、保険者がやむを得ないと認めたときに支給するとされていることは前述したと

おりである。

また、法第63条第1項第2号に規定されている「治療材料」とは、疾病又は負傷の治療遂行上必要な範囲のもの、いわゆる治療用器具に限られ、日常生活や職業上の必要によるもの、あるいは美容の目的で使用されるもの及び症状固定後装着したものは、支給の対象とならないと解される。そして、保険診療において、保険医が治療上必要であると認めて、治療用器具を業者に作らせて患者に装着させた場合には、患者が業者に対して支払った器具購入に要した費用について、その費用の限度内で療養費の支給を行うこととされている。

- (2) 弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ及び弾性包帯（以下「弾性着衣等」という。）に係る療養費の支給については、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」（平成年3月21日保発第0321002号厚生労働省保険局長通知。以下「本件通知」という。）により、平成20年4月1日から療養費の支給対象とするとされている。

そして、本件通知及びこれに係る保険局医療課長通知では、腋窩、骨盤内の広範なリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の重篤化予防のために、医師の指示に基づき購入する弾性着衣等について、療養費の支給対象とすると明記されている。なお、支給対象となる疾病は、「リンパ節郭清術に伴う悪性腫瘍（悪性黒色腫、乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍、子宮悪性腫瘍、子宮付属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍及び膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍）の術後に発生する四肢のリンパ浮腫」とされている。

- (3) そこで、本件における本件器具が、保険診療において治療上必要な範囲のものとして認められないかどうかについて

検討する。

ア 請求人の傷病名は「左下肢原発性リンパ浮腫」とされている。したがって、本件通知に列挙されている術後のリンパ浮腫に含まれないことは明らかである。そうすると、上記の列挙が限定的なものであるとすれば、本件においては、弾性ストッキングを療養費の支給対象とすることはできないこととなる。

イ しかしながら、リンパ浮腫は、それが悪性腫瘍の術後のものであれ、原発性のものであれ、リンパ系の機能障害でリンパ液が患肢に貯留して発症する浮腫であるということにおいては、その発生機序において変わることはないと考えられる。

また、現在リンパ浮腫の治療に関しては、日常生活指導、足のマッサージ、足への圧迫療法（弾性ストッキングなど）の三つが主たるものであり、弾性ストッキングの有用性については多くの論文、著書が公表されているのであるから、弾性ストッキングによる患肢の圧迫効果は、広く認められているといえる。

ウ リンパ浮腫を放置すると、リンパの流れがうっ滞することにより皮下にリンパ液が滲出し、易感染の状態になるので、ちょっとした傷でも蜂窩織炎等の重篤な感染症を引き起こしたり、また、軽い感染症を繰り返すことにより、皮膚の硬化等の器質的障害を引き起こす可能性があることを考慮すると、弾性ストッキングの装着は、その唯一ともいえる予防的治療法であるといえる。

エ そうすると、本件通知が、弾性ストッキングに係る療養費の支給について、その対象となる疾病を(2)に掲記したものに限定して、それ以外の疾病による場合には全く支給しないとする趣旨であるとするれば、それは相当とはいえないのであって、本件通知をそのようなものと考えるべ

きではない。

当該傷病の治療上における弾性ストッキングの必要性、有用性は上記のとおりであることからすれば、当該傷病について、その原発性であることを理由に法第87条の療養費の支給対象から除外することは、療養費支給の趣旨・目的に照らして合理的なものであるとはいえない。

- (4) 以上により、本件装具の購入に要した費用は、療養費支給の対象と認められるべきであり、原処分は妥当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。